

福岡県医師会 第 773 号 (地)

令和 5 年 6 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、日本医師会より経済産業省資源エネルギー庁が実施する標記事業についてお知らせがありました。

本事業は、災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設及び老人ホーム等（ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域医療支援病院を除く）を対象として以下の費用を補助するものとなっております。

申請にかかる詳細は、各事務局の公募ページ及び別添の「申請者用手引書」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、申請受付期間が短くなっておりますので、ご留意ください。

記

① 石油タンクを使用するもの

1. 補助対象経費：石油製品タンク等の設置費用等
2. 補助率：医療法人、福祉法人の場合は 1 / 2 ※上限あり
3. 申請受付期間：令和 5 年 6 月 19 日（月）まで書類必着（郵送のみ）
4. 事務局及び詳細：全国石油商業組合連合会
・ 公募ページ：<http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0106/05>

② L P ガスタンクを使用するもの

1. 補助対象設備・経費：L P ガス災害バルク等の設置に要する経費等
2. 補助率：医療法人、福祉法人の場合は 1 / 2 ※上限あり
3. 申請受付期間：令和 5 年 6 月 30 日（金）までに指定の提出先へアップロード
4. 事務局及び詳細：一般財団法人エルピーガス振興センター
・ 公募ページ：<https://saigaibulk.net/>

以上

令和 5 年 6 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

細 川 秀 一

（公印省略）

社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業の周知依頼について

経済産業省資源エネルギー庁が実施する「社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業」は、災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設または介護施設・障害者施設等（入院設備等のある施設または人工透析クリニック。ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域医療支援病院を除く）を対象としており、①石油タンクを使用するものと②L P ガスタンクを使用するものとがございます。

上記のうち、①においては石油製品を貯蔵する容器（以下、「石油製品タンク」という。）及び設置する石油製品タンクの石油製品により稼働させる発電機と発電機設置に要する費用（発電機のための設置は対象外）が、また②においてはL P ガス災害バルク等の購入について、1／2の補助（上限額あり）がなされるものになります。

申請にかかる詳細は、添付資料にある①②それぞれの事業のリンクより公募ページ並びに「申請者用手引書」をご参照ください。

なお、本事業の事務局は①全国石油商業組合連合会、②一般財団法人エルピーガス振興センターとなっており、申請受付期間は①2023 年 6 月 19 日（月）まで書類必着（郵送のみ）、②2023 年 6 月 30 日（金）までに指定の提出先へアップロードとなっておりますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

**令和4年度第2次補正予算
社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業**

申請者用手引書

2023年5月

全国石油商業組合連合会

I. 事業内容	
1. 事業概要	2
2. 補助事業者の義務	2
3. 補助金受給者の管理義務	2
4. 申請資格	3
5. 補助対象設備・補助対象経費	3
6. 補助率・補助金交付限度額	5
7. 申請から補助金交付までの流れ	6
II. 申請の手続	
1. 申請期間	7
2. 申請方法	7
3. 「審査委員会」及び「審査基準」等について	10
4. 申請及び発注等に関する注意事項	11
5. 交付申請の取下げについて	11
6. 計画変更について	11
7. 災害時の稼働状況報告義務について	11
8. 石油製品納入業者との契約	12
III. 補助金の支払手続	
1. 実績報告書の提出及び提出書類	13
2. 実績報告及び支払等に関する注意事項	15
3. 支払請求書の提出	15
4. 補助金の支払に関する重要事項	15
IV. 取得財産の管理等	
1. 財産管理・財産処分について	16
2. 財産処分とは(財産処分の定義)	16
3. 対象となる財産及び処分制限期間	17
4. 財産管理の方法・内容	17
V. 書類送付先・問合せ先	17
業務方法書抜粋	18

I. 事業内容

1. 事業概要

災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設・介護施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、石油製品タンク等の設置費用を補助する事業です。

2. 補助事業者の義務

補助金交付を受けた補助事業者は、以下の義務を負うものとします。

○災害時等においても、当該施設に設置した設備により石油製品を確保し、医療施設や避難所等の機能を維持すること。

○災害時等においても効率よく運用できるよう、平時より設置した石油製品タンク等の整備や石油製品の管理に努めること。

※石油製品は経時品質変化が起こる製品です。普段、お使いになる燃料と混合保管し、燃料が入れ替わるようにしてください。使用推奨期間等、燃料備蓄に係る注意事項の詳細は下記URLをご覧ください。 <http://www.paj.gr.jp/statis/faq/75>

○燃料を供給する事業者に変更があった場合には、「誓約書」(別紙1)を提出し直すこと。

○災害が発生した場合には、速やかに「稼働状況等報告書」(様式13号)を全国石油商業組合連合会(以下、「本会」という。)に提出すること。(P11 II. 7「災害時の稼働状況報告義務について」参照)

3. 補助金受給者の管理義務

○補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。

○補助事業に関係する書類等は、法律上すべて**5年間の保管義務が生じますので、必ず申請者が保管してください。**

○**50万円以上の取得財産(設備等)については、各々定められた期間内は本会の許可無く処分することは出来ません。** ※ 詳しくは P16 IV「取得財産の管理等」の項をご参照ください。

○補助事業内容に変更が生じる場合(申請者、所有者、運営者、住所、合併、閉鎖、移設等含む)は、事前に本会へ連絡してください。

4. 申請資格

次の(1)、(2)、(3)、(4)のすべてを満たしていない場合は申請できません。

(1) 次の①または②の施設の「所有者」または「運営者」

① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設または介護施設・障害者施設等；

入院設備等のある施設または人工透析クリニック。(ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域医療支援病院を除く)

② 公的避難所；

地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設(公立学校、体育館等)

※次の施設は申請できません。**令和5年度予算で申請ください**

③ 一時避難所となり得るような施設等；

地方公共団体と災害時に避難所等として協定等を締結した法人等の施設

(2) 石油製品安定供給確保のため次の各号について遵守できる者

① 「公的避難所」の場合は、災害時には、地域住民に対して、災害時に避難所として使用できる旨を周知するとともに、地方公共団体との協定に基づき適切に避難所としての活動を行うこと。

② 災害時に備え、石油製品タンク等の当座の稼働に必要な燃料を備蓄しておくとともに、毎年、当該燃料を供給する事業者を交えて、石油製品タンク等の災害時の稼働に関する教育・訓練を実施すること。

③ 災害時には、当該事業者等と連携して、備蓄しておいた燃料の費消に備え、石油製品タンク等の稼働の継続に必要な燃料の確保に努めること。

※(別紙1)誓約書に誓約していただきます。

(3) 申請施設の3日分以上の燃料が確保される石油製品タンクを導入すること(次頁参照)

(4) IV. 「取得財産の管理等」に記載されている事項を遵守できる者(P16参照)

5. 補助対象設備・補助対象経費

補助対象となる設備及び経費は、次の内容となります。

① 石油製品タンク(既に発電機また燃焼機器を所有している場合)

② 石油製品タンク+発電機

③ 石油製品タンク+燃焼機器

④ 石油製品タンク+発電機+燃焼機器

補助対象項目	
石油製品を貯蔵する容器 ※申請必須	・設置に係る土間等解体工事 ・石油製品タンク設置工事 ・注入口設置工事 ・石油製品タンク本体、油面計、漏洩検知装置 ・配管工事、電気工事 ・消防申請納付金（ <u>指定数量以上で消防に支払う許可等に係る手数料のみ対象で、申請等に係る施工業者の手数料等は含みません</u> ） ・運搬費 ・仮設費 ・防油堤工事 ・油水分離槽
発電機 ※発電機のみ設置は対象外	・発電機本体 ・発電機設置に係る設置工事、電気工事 ・排気管工事、配管工事、消防対応工事 ・運搬費
燃焼機器	・調理・炊飯に供する機器 ・暖房機器 ※設置する石油製品タンクを燃料とするもので災害時のみに使用するもの ・暖房機器を災害時に稼働させるための充電設備 ※当該暖房機器が災害時以外に使用される場合も含む

【補助対象範囲における留意事項】

- ・既存の石油製品タンク、発電機を撤去し、新たに設置する場合、または撤去せずに増設する場合も補助対象です。
- ・建設予定の施設や建設中の施設に上記設備を設置する場合は、**実績報告書提出日（2024年2月15日）までに施設も完成していないと補助金は交付されません。**
- ・石油製品タンクの設置の範囲は、燃料の注入口から石油製品タンク及び石油製品タンクから注油機構（使用機器との接続部までを含む）。
- ・発電機の範囲は、発電機本体及びキュービクル、切替盤等、またそれらへの配線工事に要する費用（**施設内の配線工事等は対象外**）。
- ・導入する石油製品タンクは、「実質容量」の合計が次表の数量以上でかつ申請施設の**3日分以上の燃料が確保されるもの。（既存の石油製品タンクとの合算ではありません）**

対象となる石油製品タンク 条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの （携行缶やポリタンク等の容器での備蓄を除く）	揮発油：90L以上 軽油：450L以上 灯油：450L以上 重油：900L以上
構造等の技術上の基準	・消防法令に基づくもの

※「実質容量」とは、タンク容積ではなく消防法令に基づく実質の「最大数量」をいいます。

【補助対象外費用】

- ・ 石油製品タンクを設置しない補修やサービスタンクの交換のみの工事
- ・ 撤去処分（既存タンク・配管等の引き上げ、発電機の廃棄処分等）に係る費用
- ・ 既存のキュービクル等の改造費
- ・ 設置した設備と周りを隔離するためのフェンスや建屋等の費用
- ・ 設置した石油製品タンクへの燃料代
- ・ 施工業者の消防等への申請等に係る手数料や立会費
- ・ 一般管理費、現場管理費、諸経費、雑費、交通費等
- ・ 自家給油所に該当する部分

6. 補助率、補助金交付限度額

補助対象者	補助率
中小企業者	補助対象経費の2/3以内
大企業、医療法人、福祉法人、地方公共団体等	補助対象経費の1/2以内

※中小企業者の区分は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は中小企業者から除く。

- (1) 個人
- (2) 資本金又は出資金額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
- (3) 交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

※「中小企業の定義について」 http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

※「中小企業基本法」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338AC0000000154>

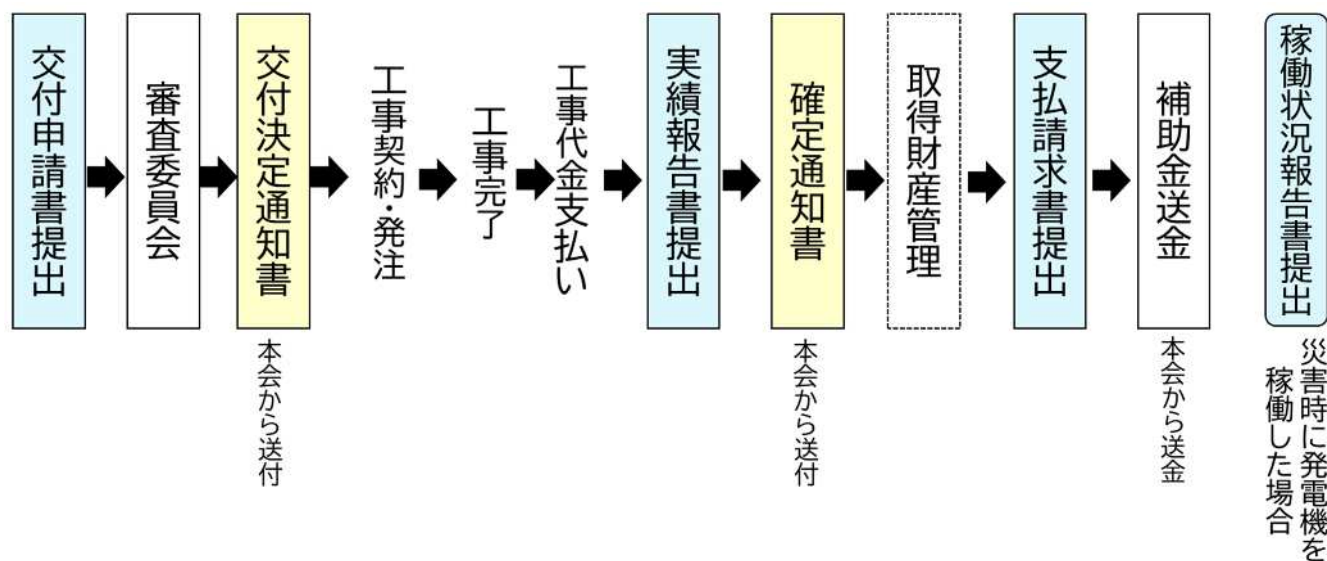
対象1施設につき	上限額
石油製品タンクの導入	1,000万円(税抜)
石油製品タンク及び当該設備に接続する燃焼機器及び発電機の導入	5,000万円(税抜)

【補助金のイメージ】

- (1) 医療法人が石油製品タンク及び発電機を導入 工事費用5,000万円(うち補助対象経費4,500万円)
 $4,500万円 \times 1/2 = \underline{2,250万円}$

- (2) 医療法人が石油製品タンク及び発電機を導入 工事費用1億4,000万円(うち補助対象経費1億3,000万円)
 $1億3,000万円 \times 1/2 = 6,500万円 \Rightarrow \underline{5,000万円}$

7. 申請から補助金交付までの流れ



※必ず、交付決定後に業者と契約・発注してください。**(事前契約には補助金交付しません)**

※工事代金の支払は、原則振込みとしてください。

※「審査委員会」及び「審査基準」については P10『Ⅱ. 3. 「審査委員会」および「審査基準」等について』をご確認ください。

※契約・発注をする前に、必ず P13「Ⅲ. 補助金の支払手続」をお読みください。

Ⅱ. 申請の手続

1. 申請期間

○2023年6月19日(月)まで(書類必着)

2. 申請方法

○交付申請書に以下の書類を添付して、本会に提出してください。(押印不要)

jGrants からの申請も可能です。

平成29年度から政府は、国の予算執行において、支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を推進することになりました。補助事業者の、交付決定先、採択日、法人番号、交付決定額等について、法人番号の検索により「法人インフォメーション」<https://info.gbiz.go.jp/>にて公表されることになります。予めご了承ください。

①交付申請書(様式第1号)

・6・7 優先条件について

1. 「国土強靱化法」は市区町村単位の計画を必ず記載ください。(⑮参照) 国土強靱化地域計画はホームページ上に掲載しています。国土強靱化地域計画が存在しない場合は採択の際の優先順位が下がります)

2、3、4、(参考)は必須ではありません。(④参照)

・21. 「連絡先」は申請法人の担当者の連絡先です。(書類記載事項や不備の確認、確定通知書等は記載のメールアドレスに送付します。必ず連絡の取れる電話番号、アドレスを記載ください)

②補助事業の事業計画(様式第1号別添)

・事業計画書は採点対象です。記載されたままを審査委員会に提示します。(必要事項を漏らさずかつ1枚にまとめてください。必要事項を記載してない場合には減点対象となります)

③交付申請書の「17 燃料備蓄日数」の根拠となる資料(様式第1号別添)

・発電機の燃料消費量を基にした計算式を記載したもの。(様式は任意で可)

④従業員への賃上げ表明書(様式第1号別添)

・提出は必須ではありません。提出があった場合は、採択の際の優先順位が上がります。(P10参照) 医療法人・福祉法人等は3%以上、中小企業者は1.5%以上の増加を指します。

(記載内容について、審査の過程や交付決定後、または補助金交付後に事実と違うことが判明した場合には、申請者及び補助履行者の名称・行為を公表します。また、業務方法書及び関係法令に則り厳正に対処します)

⑤誓約書(別紙1)

・燃料供給事業者が審査委員会開催時まで確定していない場合は、その回の委員会に諮りません。

⑥申請資格に関する誓約書(別紙2)

⑦取得財産等の管理・処分に関する誓約書(別紙3)

⑧暴力団排除に関する誓約書(別紙4)及び役員名簿(別添)

・登記簿謄本等へ記載する役員全てが該当します。

⑨経費積算表(別紙5)

- ・見積金額欄の①～⑫の額は「見積書」に付した番号の合計と合致します。(赤字及び赤字参照)
- (複数施設を申請する場合は、上記に加えて経費総括表(別紙6))

※見積書の各金額には、その金額が(別紙5)経費積算表における①～⑫のどの経費に該当するか余白に記載ください(下記赤字参照。手書きで可)

見積内訳書						経費積算表							
						(別紙5) (申請者名・施設名) 社会福祉法人 全石連 石の郷							
品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考	大項目 明細項目	見積金額	補助対象経費	補助対象経費の内訳				
									設置タンク等1 (軽油500ℓ) (入換)	設置タンク等2 (A重油 6ℓ) (増設)	発電機 (軽油 80kVA) (入換)	その他の燃焼機器 (軽油 炊飯) (新設)	
配筋加工	42m		XXXX	XXXX	①	①仮設費等	180,000	180,000	60,000	60,000	60,000		
〇△◇◇	1台		XXXX	XXXX		②土木工事等	1,400,000	1,400,000	700,000	700,000			
XXXX						③設置工事等	86,000	86,000	86,000				
XXXX						④配管工事等	2,750,000	2,750,000	250,000		2,500,000		
XXXX						電気工事	530,000	530,000	530,000				
土木工事		0000	0000	0000	②	⑤設置タンク本体、部品等	8,000,000	8,000,000	8,000,000				
発電機本体	1000		XXXX	XXXX	⑧本体	⑥既存タンク・配管等引上げ工事費等	100,000						
発電機設置工事	1000		XXXX	XXXX	⑧設置	⑦既存タンク・配管等処分費等							
電気工事	1XXXX	□□□	□□□	□□□	⑧電気	⑧発電機本体	2,500,000	2,500,000			2,500,000		
試運転調整費	1XXXX	△△△△	△△△△	△△△△	⑧電気	設置工事	800,000	800,000			800,000		
						電気工事	200,000	200,000			200,000		

⑩競争見積書で業者の選定を行う場合は、2社以上の見積書の写し。

(「社会的重要なインフラ自衛的燃料備蓄事業」と事業名を記載してください。)

P3～5の補助対象経費及び対象外経費を再度確認の上、見積書は下記の大項目をおおよその基準として、10枚以内に纏めてください。

- 1) 仮設費等
- 2) 土木工事等
- 3) 設置工事等
- 4) 配管及び電気工事等
- 5) 石油製品タンク本体、部品費
- 6) 既存タンク・配管等引き上げ工事
- 7) 既存タンク・配管等処分費等
- 8) 発電機設置工事費

9) 消防手続関係費 10) その他工事 11) その他

※原則として、一般管理費、現場管理費、諸経費等を除く費用について「一式」表示は不可です。

※石油タンク、発電機は、見積書に「型式」「容量(kVA、ℓ)」「油種」を記載してください。

⑪入札により業者の選定を行う場合は、公正な入札であることを示す書類の写し。

1) 入札業者へ発送した案内状 2) 発送した競争入札立会いの案内文書

3) 入札結果(立会人の押印のあるもの)

※ 入札の場合も、交付決定後に契約してください。

※ 交付決定後に改めて入札を行う際は、まず、基準となる見積書を提出し、交付決定を受けてください。その後、入札を実施し、入札後は上記書類とともに「計画変更等承認申請書」(様式第5号)を本会に提出ください。内容確認後、「計画変更等承認通知書」を発行しますので、その後に契約を締結してください。(6.「計画変更について」参照)

⑫当該施設の所有者であることを示す申請日より3ヶ月以内の「全部事項証明書」等(土地及び建物)

⑬当該施設の施設所有者、土地所有者、施設運営者が相違する場合の必要書類

・ 所有者及び運営者の合意書(別紙7)

⑭中小企業者で申請する場合は、それを証明する書類(下記のいずれか)

・ 「資本金の額又は出資の総額」で証明 : 申請日より3ヶ月以内の「商業登記簿謄本」

・ 「常時使用する従業員数」で証明 : 法人税確定申告書添付書類等の直近の従業員数が確認できる公的書類

⑮交付申請書の 6 に記載の「地域強靱化計画」等の表紙および本申請に関する箇所のみをマーカー等で示したページの写し(本会 HP 参照、当該市区町村のもの)

※交付申請書の 6 および 7 に記載のないもの、上記の添付のない場合は優先順位が下がります。

⑯「申請資格(1)②公的避難所」で申請する者は、地方公共団体が災害時の避難所として指定したことを示す書類の写し

⑰施設の現況写真 : 申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真

・ 建物等との位置関係が分かるように。(②公的避難所の場合は、避難所内部の写真及び避難所であることが外部から認識できる看板等の写真も)

⑱設置場所の現況写真 : 申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真

⑲既存の設備(タンク、発電機等)がある場合は、その設備の写真 : 申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真

・ 設置場所が分かるものに加え、容量、出力等が分るもの

⑳施工前の平面図

- ・**施設の各階のもの**。(申請資格②公的避難所の場合は、避難所の範囲を赤枠で囲む)
- ・現行タンク、発電機を有する場合には、実質容量、油種、出力、配管が記載されていること。

②①施工後の完成予定平面図

- ・新設するタンク実質容量、油種、出力、配管、配線が記載されていること。

②②設置する石油製品タンク及び発電機等の仕様書またはパンフレット等

②③事業スケジュール表

- ・工事日程や代金振込予定日、実績報告書提出予定日等を記載。
 契約日は交付決定通知書発効後。(申請締め切りから約1ヶ月先)
 実績報告書の提出日は代金振込後30日以内又は2024年2月15日のいずれか早い日。

②④燃焼機器を購入の場合は、パンフレット等で型番が分かるもの

②⑤燃焼機器を複数購入する場合は、「購入理由」「購入台数の根拠」「保管場所及び管理体制」を説明する書類

②⑥交付申請書チェックリスト

3. 「審査委員会」及び「審査基準」等について

<審査委員会>

○申請案件は、本会で精査した後、学識経験者等により構成された「審査委員会」で審査され、その決定をもとに本会が交付決定します。

<審査基準>

(1) 申請の優先順位

第1優先順位	a. 国土強靱化案件 b. 法により地震防災対策強化地域等に指定されている地域案件 c. a または b に該当しない案件
第2優先順位	a. 国公立病院、国公立介護施設、公的避難所(申請者:国、地方公共団体) b. 病院、介護施設(申請者:民間)
第3優先順位	「従業員への賃上げ表明書」あり
第4優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を登録・実施
第5優先順位	「えるぼし認定」または「くるみん認定」あり

※パートナーシップ構築宣言 <https://www.biz-partnership.jp/>

えるぼし認定 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000594317.pdf>

くるみん認定 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>

(2) 予算額を超過する申請があった場合の基本的な採択の考え方

第1優先順位内の順位は a→b→c の順で採択し、ここまでで予算超過する場合は第2優先順位の a→b の順に、さらに予算超過する場合は第3優先順位、第4優先順位、第5優先順位の順に採択します。

※従業員への賃上げ表明書、パートナーシップ構築宣言、えるぼし認定、くるみん認定の提出は必須ではありません。

(記載内容について、審査の過程や交付決定後、または補助金交付後に事実と違うことが判明した場合には、申請者及び補助履行者の名称・行為を公表します。また、業務方法書及び関係法令に則り厳正に対処します)

※例えば、特定の地域に集中して申請があった場合や設置しようとする施設の需要に対して本補助金で設置する石油製品タンクが小さい場合、発電機が過度に大きい場合など、審査委員会における審査の結果、優先順位が前後することも有り得ます。

※**申請件数、申請金額を勘案の上、補助率を下げて採択することがあります。**

※令和5年度予算「災害時の対応能力 強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」の補助事業者(執行団体)と 情報共有をし、同一地域内に類似設備が導入されないよう調整を行うこととします。

4. 申請及び発注等に関する注意事項

○全ての申請案件について審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、本会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、工事等開始してください。

※事前発注・契約又は工事等を開始した場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。

5. 交付申請の取り下げについて

○交付決定通知を受けた後に、何らかの不服があり申請を取り下げる事業者は、通知を受けた日から7日以内に「交付申請取下書」(様式第4号)を提出してください。

6. 計画変更について

○契約締結後に工事内容が変わる場合や入札により補助対象経費の変更が生じる場合は、**本会に事前に「計画変更等承認申請書」を提出してください。(様式第5号)**(その際に添付すべき書類についてはお問合せください)

工事終了が本会の定める実績報告書の提出期限に間に合わない等の理由で申請を取り下げる場合もこれに該当します。

本会では、内容確認後に「計画変更等承認通知書」(様式第6号)を交付しますので、その後に改めて契約締結等を行ってください。

7. 災害時の稼働状況報告義務について

○災害が発生した場合には、可能な範囲で速やかに、「稼働状況等報告書」(様式第13号)について、本会までFAX等をしてください。

※ 必要に応じて、後日詳細を確認させていただくことがあります。

8. 石油製品納入業者との契約

○「誓約書」(別紙1)に記載する石油製品の納入業者が未定の場合は、その回の審査委員会に諮りません。本会でもご相談をお受けしますので、審査委員会開催時までに確定してください。

○本会の会員団体である各都道府県石油組合は、従来から自治体等と「災害協定」を締結し、大規模震災や水害等の際も、国や自治体を通じ組合員ガソリンスタンドを通じ石油製品の迅速な供給をしています。

また、災害緊急時における石油製品の安定供給確保のため発電機を用いた訓練等を行い、災害時の安定供給体制を更に強化しています。

Ⅲ. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出及び提出書類

設置工事が完了し工事代金を支払った日から30日以内または2024年2月15日(木)までのいずれか早い日までに下記の書類を本会へ提出してください。

工事完了が申請書記載の工事完了日より遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください(**遅延については、事業者の責によらない相当の理由がない限り認められません**)

※ 2024年2月に実績報告書を本会に送付の場合、補助金振込は原則として2024年3月末頃になります。(早期に送付した場合は補助金振込も早くなります)

※ 「支払請求書」(様式第16号)は、実績報告書の送付を受け、本会で内容確認後、「確定通知書」(様式第12号)を発行しますので、その後に必要事項を記載し送付ください。

<提出書類> (押印不要)

①実績報告書(様式第10号)

②受注業者との契約書の写し又は注文書及び請書の写し

③工事完了届又は納品書の写し

- ・契約した施工業者が発行したものに限ります。送り状は無効です。
- ・申請事業者の検収担当者の押印のあるもの

④契約金額に基づき再計算した「経費積算表」(別紙5)

- ・契約金額に変更がない場合は、交付申請の際に提出したものと同じもので構いません。

⑤施工業者等が発行した請求書の写し(必ず、「社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業」の事業名を記載してください) ※ 工事一式は不可。見積明細書に準じた請求内訳明細を添付のこと。

⑥支払証憑書類の写し

工事代金等の支払いは、原則金融機関への振り込みとしてください。

他の工事等との合算による振り込みは不可。

手形、小切手での支払いは不可。領収証のみも不可(第三者を経由していないため)。

支払い相手先が受領したことを証する書類として下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・金融機関振込依頼書写し(金融機関の受付印があるもの)
- ・ATM送金の利用明細票の写し
- ・インターネットバンキングの場合は、振込日以降の振込明細等、支払完了を証明できるもの
振込履歴印刷ができない場合は下記でも可
 - ・振込予約書に金融機関の押印があるもの
 - ・振込予約書+出金又は入金を確認できる通帳の当該箇所及び表紙

※振込手数料が工事代金から差し引かれている場合には、補助金額も減額されます。

⑦消防関係の届出書類の写し

- ・石油タンクは少量危険物に該当する場合は「少量危険物貯蔵設置届出書」
上記を上回る場合は「危険物貯蔵所設置許可申請書」+「構造設備明細書」+「危険物完成検査申請書」+「完成検査済証」
- ・発電機は「発電設備設置届出書」

⑧消防申請の納付金を補助対象とした場合は、納付金の領収書の写し

⑨補助対象設備設置写真

- ・工事工程写真(着手から完了までの各工程、必ず日付を入れてください)
- ・設置後の写真(下記のすべて、日付入り)
 - ・外観
 - ・石油タンクは容量(l)および型式、発電機は出力(kVA)及び型式の表示が分かる銘板等
(石油タンクに型式の記載がない場合は下記のみでも可)
 - ・消防法令に基づく石油製品の油種、数量等が記載された掲示板
 - ・導入設備と建物の関係が分かるようにある程度離れた位置からのもの

⑩補助事業で取得した資産が50万円以上となる場合は、取得財産等管理明細書(様式第18号)

⑪業務方法書第9条第6項に規定する資料(実績報告書の提出時における実施体制把握)

外注(請負や設備購入)契約又は委託契約をしている場合については、契約先が再請負・再々請負契約又は再委託・再々委託契約を行う場合も、事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(※)を添付してください。(ただし、税込み100万円未満の取引、当該請負業者が直接工事を行うために調達する製造メーカーのカタログ製品や備品・資材は対象外です。また、再々請負契約先又は再々委託契約先の金額記述は不要です。)

実施体制資料の記載例

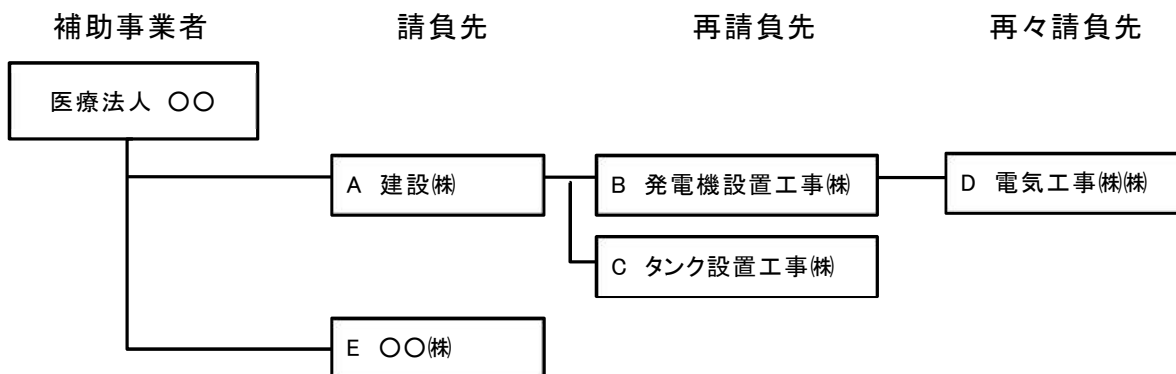
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制(税込み100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
A 建設(株)	請負先	東京都〇〇区…	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
B 発電機設置工事(株)	A の再請負先	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
C タンク設置工事(株)	A の再請負先	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
D 電気工事(株)	A の再々請負先	上記記載例参照	記入不要(※)	上記記載例参照
E 〇〇(株)	請負先	東京都〇〇区…	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

(※)事業者Dは、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図(税込み100万円以上の請負・委託契約)



⑫実績報告書チェックリスト

2. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○補助金交付決定額は、申請書に基づく審査による補助金の交付限度額です。

- ・実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき、未払い、領収書不足、値引き、振込手数料の差し引き、消費税等仕入控除税額の額が確定したもの等があれば、減額のうえ、補助金の額を確定します。
- ・補助金額が確定後、「確定通知書」を送付します。

※本会、資源エネルギー庁、会計検査院による現地調査を行うことがあります。

3. 支払請求書の提出

○本会より送付された補助金額の「確定通知書」の金額を確認し、支払請求書に必要事項を記入の上、7日以内に本会へ提出してください。(様式第16号)

4. 補助金の支払に関する重要事項

○補助金の支払い等において、P18以降の業務方法書の規定に該当する場合には、必ず事前に本会へご連絡ください。

IV. 取得財産の管理等

取得した財産の管理や処分に係る重要なことを記載しています。
申請前に以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理・財産処分について

- 「補助事業の取得価格」とは、設置工事費等を含めた補助対象額です。
- 補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。
- 特に取得価格(消費税抜き)が50万円以上の設備については、所定の「処分制限期間」(3.「対象となる財産及び処分制限期間」参照)において、**本会の許可なく「処分」(2.「財産処分とは」参照)することはできません。**万一、許可なく処分してしまった場合は、「交付決定取消し」となり、交付した補助金に国の規定する「加算金」を加えた額を、本会を通じて国に返納しなければなりません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に処分承認手続きが必要になりますので、まずは本会にご連絡ください。
- また、本会の承認を得て処分した場合でも、処分したことにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部は本会を通じて国に返納しなければならない場合があります。
- なお、補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

2. 財産処分とは(財産処分の定義)

- 補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。
 - 転用・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 譲渡・・・取得した財産の所有者の変更
 - 交換・・・取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
 - 貸付け・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 担保に供する処分・・・取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
 - 取り壊し・・・取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
 - 廃棄・・・取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

3. 対象となる財産及び処分制限期間

下表の設備のうち、取得価格(税抜※補助金額ではない)が50万円以上のもの

設備名	処分制限期間
油そうとその工事費(鋼鉄製)	15年
油そうとその工事費(合成樹脂製)	10年
発電機とその工事費	15年
暖房用機器	6年
燃焼機器	15年

(注)「処分制限期間」は、取得した財産を償却する際の耐用年数ではなく、補助事業上の処分制限期間を示しているものです。

4. 財産管理の方法・内容

補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なります。

○補助金で取得した全ての財産は、商用帳簿とは別に、下記帳簿で管理・更新してください。

- ①「取得財産等管理台帳」(様式第17号) ※各自で保管ください。
- ②「取得財産等管理明細書」(様式第18号) ※実績報告書に添付すること。

(注意)

○通常の会計による償却期間が終了しても、補助事業に係る処分制限期間が終了しない限りは、財産管理義務が有ります。

○取得した財産の補助事業上の取得財産管理台帳と、会計処理上の固定資産減価償却台帳とは整理が異なるため、適切に行うようにしてください。

V. 書類送付先

応募書類は下記に郵送してください。(1部)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
全国石油商業組合連合会
環境・安全対策グループ

TEL: 03-3593-5848

Email: kankyou@zensekiren.onmicrosoft.com

【業務方法書抜粋】

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、同項の規定による通知を受けた日から起算して7日以内に補助金交付申請取下書(様式第4号)を本会に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 第7条第3項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「事業者」という。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この業務方法書の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、本会に届け出なければならない。

3 事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、本会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 本会は、事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、事業者は本会から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、事業者は、必要な措置を講ずるものとする。

(計画変更等の承認等)

第10条 事業者は、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 本会は、前項の承認をしたときは、事業者に対して速やかに計画変更等承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。その際、本会は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

3 計画変更等に伴い費用が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は認めない。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りではない。

(遅延等の報告)

第11条 事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助

事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書(様式第7号)を本会に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第12条 事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、本会の要求があった場合は、速やかに状況報告書(様式第8号)を本会に提出しなければならない。

2 事業者は、本会が細則に定める事項に変更が生じたときは、変更届出書(様式第9号)を本会に届け出るものとする。

(実績報告)

第13条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は本会が別に定める日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第10号)に細則で定める書類を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、別に定める日が日曜日又は土曜日であるときはその前営業日とする。

(稼働状況報告)

第15条 事業者は、補助事業が完了した後に災害が発生した場合には、速やかに稼働状況等報告書(様式第13号)を本会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 本会は、第8条の規定による補助金交付申請の取下げ若しくは第10条第1項第1号の規定による計画変更等の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第3項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この業務方法書又は法令若しくはこの業務方法書に基づく本会の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 事業者が別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- (6) 前各号に定めるほか、補助金を交付することが不適当であると認める事由があるとき。

2 本会は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、その旨を事業者に補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 本会は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第15号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 本会は、前項の場合(前条第1項第4号に該当する場合を除く。)において、当該命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部

を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 第1項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内になされなかったときは、事業者は返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第18条 本会は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、事業者に補助金を支払うものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第16号)を本会に提出しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第19条 事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第17号)を備え、管理しなければならない。
- 3 事業者は、取得財産等について、取得財産等管理明細書(様式第18号)を作成し、これを第13条第1項に定める実績報告書に添付しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものについては、一定期間その処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。)を行ってはならない。ただし、第3項による処分において承認を受けた場合については、この限りでない。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第19号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 本会は、前項の承認をしたときは、当該事業者に対して速やかに財産処分承認通知書(様式第20号)を交付するものとする。
- 5 事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、速やかに本会に報告しなければならない。
- 6 本会は、前項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を事業者に対して命ずるものとする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 7 第17条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(債権譲渡の禁止)

第21条 事業者は、第7条第3項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

令和 4 年度第 2 次補正予算
令和 5 年度

L P ガス災害バルク等の導入補助金

申請の手引き

令和 5 年 5 月

一般財団法人エルピーガス振興センター

L P ガス災害バルク等の導入補助金 申請の手引き

目次

1. はじめに
2. 補助事業の目的
3. 交付申請に際しての注意事項
4. 前年度からの変更点及びよくある間違い
5. 申請者の資格
6. 補助対象施設
7. 補助対象設備（L P ガス災害バルク等）
8. 補助対象経費
9. 補助金の交付限度額と補助率
10. 申請の手順
11. 申請の公募期間
12. 公募説明会
13. 補助金交付の審査
14. 入力シート等の記載例

1. はじめに

一般財団法人エルピーガス振興センター（以下「振興センター」と称す）が交付する補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた公的資金であり、コンプライアンスと交付ルールに則った厳正かつ適法な執行が求められます。不正な行為があった場合には、申請者や履行補助者の名称や不正行為の内容をホームページで公表するほか法令や規定集に則った厳正な対応をさせていただきます。

2. 補助事業の目的

大規模な災害等が発生したときに、系統電力、都市ガス、水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設、福祉施設、公的避難所はライフラインの機能を維持することが求められます。振興センターは、国の補助金の交付を得て自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これら施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。

3. 交付申請に際しての注意事項

次の(1)～(8)のいずれかに該当する場合、交付申請出来ません。

また、(9)(10)のいずれかに該当する場合、審査開始した後であっても審査を取り止め、次回以降の公募に改めて申請して頂くことになりますのでご注意ください。

申請書類を提出する前に、必要書類がすべて揃っていることや、記載内容が適切であること等を十分にご確認ください。

- (1) 申請者または共同申請者（法人にあってはその役員）が業務方法書第7条（申請者の資格等）の各号に該当する場合
- (2) 申請者の直近2期のいずれかの決算が債務超過の場合
- (3) 申請する補助対象経費に対して、他の国の補助金の重複受領がある場合
- (4) 当補助金で申請する補助金交付申請額と、同じ補助対象設備に対する地方公共団体からの補助金の合計額が、補助対象経費を上回る場合
- (5) 想定される災害時の対応において、電気、都市ガス、水道が全て停止している状態を前提としていない場合
 - 例① 水道が途絶した場合に貯水槽の水や井戸水が使えないに関わらず、ボイラーや給湯器を導入する場合
 - ② 通年の排熱利用が出来ないに関わらずコジェネレーションを導入する場合
 - ③ 都市ガスGHPを稼働させる目的で発電機を導入する場合
- (6) 今回の申請で設置予定のLPガス貯蔵容器の貯蔵上限量の50%で、災害時に使用を想定する全ての設備を適正に稼働させることができる日数が、3日以上7日以下でない場合
- (7) 補助対象LPガス設備の設置後、日常使用するものを除き、当補助金の目的通りの稼働・運用を維持するために、少なくとも年1回以上は機器等を使用する訓練を実施することができない場合
- (8) **令和6年2月15日**までに事業完了が見込まれない場合
- (9) 入力シートに必要事項が記載されてなく、空白がある場合
- (10) 審査の過程で、補助金の条件を満たすために、申請された主要設備の構成や申請金額の大幅な変更が必要であることが判明した場合
- (11) 見積書または設計見積書において、次の事項にひとつでも該当する場合は、見積書を修正して頂きますので、見積を取得する際には十分に留意してください。
 - ① 設備費と工事費の判別が明確でない
 - ② 補助対象の費目と補助対象外の費目の判別が明確でない
 - ③ 一式50万円以上の費目の内訳が記載されていない
 - ④ 一括値引きがある（見積書の各費目毎に値引き後の金額を記載がない）
 - ⑤ 単価や金額が消費税込となっている
 - ⑥ 有効期間が申請日から3カ月以上になっていない
- (12) 申請に先立っては、導入予定の設備を設置する現地の調査をよく行うこと。また、機器の調達の確実性や工事スケジュールなどを十分に精査・確認したうえで計画的な事業完了日を設定してください。交付決定事項の変更については、別途の手続きが必要になります。

4. 前年度からの変更点及びよくある間違い

項目	令和4年度第2次補正予算および令和5年度	(参考) 令和3年度補正及び令和4年度
提出書類	災害時における避難所の運用計画(別紙10)を申請時および実績報告時に提出する。	交付決定～実績報告までに提出
補助対象設備	補助対象で購入する容器、機器、設備は全て新品で未使用の物に限る。	記載なし
補助対象設備	LPガス燃焼機器のうち、コジェネレーション、ボイラー、給湯器は本体機器のみ補助対象。給水・給湯用配管は補助対象外。	記載なし
業務細則第4条 補助対象設備等 (本年度より下線部を追加)	配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること。又ガス栓ボックスを設置する場合は既設や新規購入するLPガス消費設備(災害時に接続、使用する機器)があることが条件です。	
業務細則第4条 補助対象設備等 (本年度より下線部を追加)	マイコンメーター(ガス栓ボックス専用の物に限る。常用使用のマイコンメーターは補助対象外とする)	
補助対象外経費	常時使用のガス配管(メーター含む)及び電気配線の設備・設置工事費	※この記載例を手引きに載せていましたが、マイコンメーターを補助対象としたケースが散見されたためご注意ください。
優先順位の追加	「パートナーシップ構築宣言」を登録した事業者を第5優先順位に従い採択します。 ※入力シートに「はい」と記載した事業者はパートナーシップ構築宣言書を提出してください。	新設

申請に際してよくある間違い

役員名簿

- ▶ 役員名簿の形式は問いませんが、役職・氏名・生年月日を必ず記載してください。
役職や生年月日を未記載としたケースが散見されたためご注意ください。

購入設備の配置図面

- ▶ 購入設備全ての配置図面(GHP室内機の設置場所も明記して下さい)

避難所の収容面積(屋内)と避難所平面図の不一致

- ▶ 医療施設と社会福祉施設は建物全体が避難所としての扱いとなります。2階建て以上の施設は全ての階の建物を赤線で囲い、それぞれに㎡数を記入しその合計は様式第1の収容面積(屋内)と一致させてください。

見積書の再提出

- ▶ ①設備費と設置工事費の判別が明確でない場合。
②補助対象の費目と補助対象外の費目の判別が明確でない場合。
それぞれ小計を記載して再提出してください。設備費と設置工事費、補助対象と補助対象外の判別を未記載としたケースが散見されたためご注意ください。

工事代金(商品代)の支払いについて注意事項

- ▶ 下記内容で契約に基づかない方法により工事代金を支払った場合はやり直して頂くケースもありますのでご注意ください。①分割して支払った。②他の請求と合算して支払った。③手数料を引いて支払った等請求書の金額と振込金額が違う場合。

5. 申請者の資格

- (1) 補助金の対象となる設置施設を所有又は運用・維持・管理する者で「LPガス災害バルク等」を購入、又はリースを受けて当該場所に設置する者
- (2) 「LPガス災害バルク等」を購入し、補助金の対象となる設置施設を所有又は運用・維持・管理する者にリースし、当該場所に設置する者
※ここで言う「リース」とは、業として行うリースに限ります。定款に「リース業」が記載されていることが条件です。
- (3) 中小企業として申請する場合には、申請者（共同申請者）が業務方法書第3条第3号の規定に該当することが条件です。申請に際しては、次の書類をご提出ください。
 - 1) 直近3年度分の課税所得額が確認出来る下記いずれかの書類
 - ① 納税証明書(その2 所得金額用)
 - ② 税務署の受付印がある申告書で「課税所得」の記載があるもの
 - ③ 電子申請の場合は、送信データの控え＋受付日・受付番号が記載された書類
 - 2) 株主構成を確認出来る書類
- (4) 申請者が個人の場合は、直近2か年分の納税証明書と事業内容を確認出来る書類をご提出ください。

6. 補助対象施設

- ① 災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設
 - ・ 医療施設（入院施設がある施設、又は、人工透析クリニック。但し、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く）
 - ・ 福祉施設（老人ホーム等、障害者施設、並びに0歳児がいる保育所等）
- ② 公的避難所
地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設（自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等の公共施設）
- ③ 一時避難所となり得るような施設（令和4年度第2次補正予算では対象外）
地方公共団体（都道府県を除く。以下同）が災害時に避難所として使用する旨の協定等を締結した施設（民間企業等が所有する事務所、工場、商業施設、私立学校、宿泊施設、マンションなどの施設又は敷地のうち、地方公共団体が災害時に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているもの）

7. 補助対象設備（LPガス災害バルク等）

- (1) LPガスを貯蔵する容器とLPガス供給に必要な設備
 - ① シリンダー容器で供給する場合、容器は50kg容器とし、6本以上設置することを基本とします。
シリンダー容器は必須購入ではありません。また、バルクと併用する場合は6本未満でも可とします。
 - ② バルク容器で供給する場合、容量が290kg～3000kg未満の機器とします。
バルク容器は必ず購入してください。LPガス供給に必要な設備の詳細は業務細則第4条をご確認ください。
補助対象で購入する容器、機器、設備は全て新品で未使用の物に限ります。
- (2) 災害により電気、都市ガス、水道が全て停止しても稼働が可能なLPガスを燃料とする機器
 - ① LPガス発電機（コジェネレーション含む）
 - ② LPガス空調機器（GHP等）
 - ③ LPガス燃焼機器（コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、ボイラー、給湯器、ガスストーブ、ファンヒーター）※コジェネレーション、ボイラー、給湯器は本体機器のみ補助対象、給水・給湯用配管は補助対象外
 - ④ 簡易ガススタンド

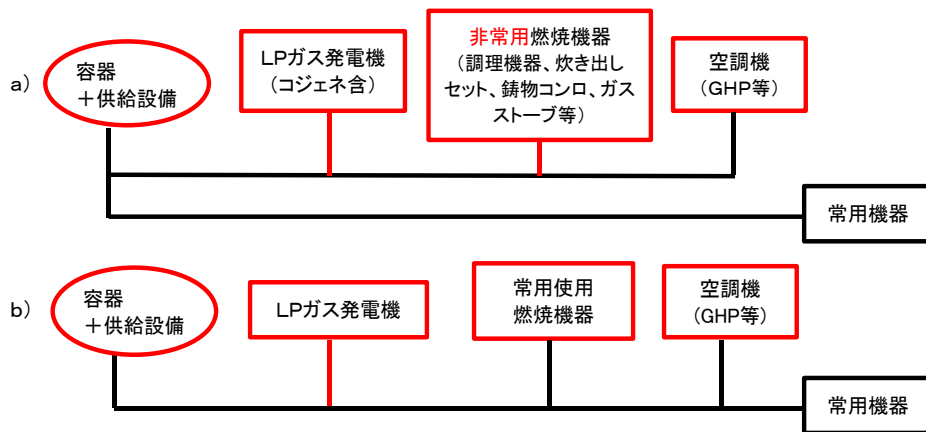
8. 補助対象経費

- (1) LPガス災害バルク等の設備購入費
- (2) LPガス災害バルク等の設備の設置工事費で直接の工事費以外に次のものが含まれます
 - ① 補助対象工事に係る付属の足場や養生費
 - ② バルク容器の基礎工事や防護柵、50kg 容器収納庫等（オーバースペックや美観対策は除く）
 - ③ 火気との保安距離確保のための障壁
- (3) 次に記載する経費は補助対象外です。
 - ① 既存設備の撤去費用
 - ② 常時使用のガス配管（メーター含む）及び電気配線の設備・設置工事費
- (4) ガス配管および電気配線の補助対象内外の判別は下図を参考にしてください。

LPガス配管の補助対象範囲について

1. LPガス配管に関して

補助対象部：非常用のLPガスのみが流れるガス配管部 = 赤線で図示する
補助対象外：非常用と常用のLPガスが流れるガス配管部及び常用のLPガスのみが流れる配管部 = 黒線で図示する



※ 10口ガス栓ボックス含め、補助対象となる設備は全てガス配管図に記載すること。

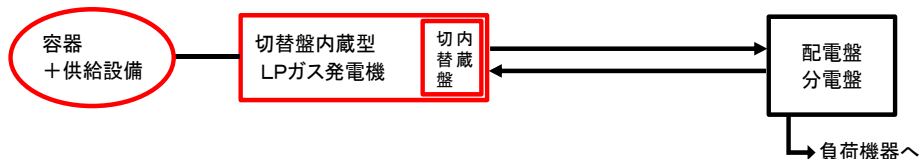
※ 既存の供給設備がある場合、その配管と今回導入する配管との接続の有無がわかる図面を作成すること。

電気配線等の補助対象範囲について

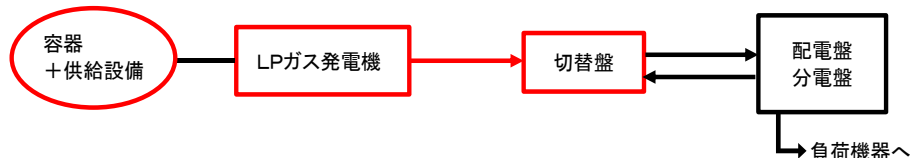
2. 電気配線について（固定式のLPガス発電機を補助対象設備とする場合）

補助対象部：LPガス発電機により発電された電気のみが流れる、切替盤までの電気配線部 = 赤線で図示する
補助対象外：LPガス発電機により発電された電気と系統購入による電気が流れる、切替盤以降の電気配線部及び系統購入による電気のみが流れる電気配線部 = 黒線で図示する (切替盤以降の電気配線は補助対象外)

a) 切替盤内蔵型LPガス発電機を設置する場合



b) 切替盤を内蔵しないLPガス発電機を設置する場合



(5) 利益排除

- ① 申請者自身や申請者の関連会社(※)が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益排除の対象となります。

※「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社・子会社・関連会社及び関係会社」

- ② 申請者の自社調達(工事含む、以下同)の場合、100%同一資本に属するグループ企業からの調達の場合、申請者の関係会社からの調達の場合、それぞれに利益排除の方法が異なります。詳しくは、Q&Aをご確認ください。

9. 補助金の交付限度額と補助率

(1) 交付限度額

- ① LPガスを貯蔵する容器と供給設備のみ 1,000万円

※シリンダー容器の購入は必須ではありません。

※バルクのみを申請する場合、既設のLPガス消費設備があることが要件です。

- ② 上記① + 補助対象LPガス設備 (次の③を除く) 3,000万円

- ③ 上記① + 発電機(コジェネレーション含) + 空調機器 5,000万円

(2) 補助率

- ① 補助対象経費の1 / 2 以内

- ② 但し、6. ①の施設のうち、業務方法書第3条第3号に該当する中小企業者の実施する事業は、補助対象経費の2 / 3 以内

10. 申請の手順

(1) 提出資料の作成

- ① 災害バルクホームページから「bulk_shinsei」をダウンロードし、フォルダ内の「1.交付申請フォルダ」に保存されている「災害バルク申請書類」(Excel)を開き、必要事項を入力してください。入力して頂くシートは次の4つです。

● 確認シート ● 入力シート ● (別紙9)燃料消費量計算書 ● (別紙10)運用計画

入力方法や注意事項は、10ページ目以降の記載例を参考にしてください。

- ② 必要事項の入力が終わりましたら、様式第1、別紙9、別紙10のシートをPDF化し、次の表に従ってその他の必要書類を各フォルダに保存してください。

(2) 申請に際してご提出頂く資料

フォルダ名	業務方法書第4条第2項第3号及び 手引き6.補助対象施設に 規定する施設	①に係る施設 (避難困難者が生じる施設)	②に係る施設 (公的避難所)	③に係る施設 (一時避難所となり得る施設)	提出書類に関する注意事項
	提出書類				
1. 交付申請フォルダ	災害バルク申請書類 (Excel) (他のシートがセットされたままの状態でご提出ください)	○	○	○	確認シート→入力シートの順にご記載ください。 確認シートの回答が未了、もしくは入力シートにエラーメッセージが残っている状態では、様式第1の項目が表示されません。
	様式第1 (PDF)	○	○	○	
	履歴事項全部証明書 (法人のみ)	○		○	申請日以前の3か月以内に取得したものに限りです。
	役員名簿 (履歴事項全部証明書で全役員名が確認できない場合)	○		○	役員名簿の様式は問いませんが、役職・氏名・生年月日を必ず記載してください。申請日時点での役員全員を記載してください。
	直近2か年の決算報告書の写し (個人が申請する場合は、直近2か年分の納税証明書(その2)の写し)	○		○	(法人の場合)申請者の直近2年のうちいずれかの決算が債務超過の場合には申請出来ません。
	中小企業の除外規定に該当しないことの証明書 類 (該当する場合)	○		○	補助金の手引き5.申請者の資格(3)に記載されている書類を提出してください。
	(様式第10) 運用計画書 (PDF)	○	○	○	

フォルダ名	業務方法書第4条第2項第3号及び 手引き6.補助対象施設に 規定する施設	①に係る施設(避難困難者が生じる施設)	②に係る施設(公的避難所)	③に係る施設(一時避難所となり得る施設)	提出書類に関する注意事項
	提出書類				
2. 図面フォルダ	石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体図（平面図）	○	○	○	隣地境界線、建物全体が分かる敷地全体図としてください。
	避難所として使用する場所の図面（平面図）	○	○	○	避難所として使用する場所を赤線で囲ってください。老人ホーム等の避難困難者が入居している施設は建物全体が避難場所となります。（2階建て以上の施設は全ての階を赤線で囲ってください）
	購入設備全ての配置図面（GHP室内機の設置場所も明記して下さい）	○	○	○	設置する設備が敷地の中でどの部分に該当するのか判別できる平面図をご提示ください。
3. LPG関係フォルダ	（別紙9）燃料消費量計算書（PDF）	○	○	○	LPガス備蓄日数は、申請予定のLPガス容器の上限貯蔵量の50%が災害時に稼働させる全ての消費機器の消費量の3日分以上7日分以下であることが申請要件です。消費機器の単位消費量や1日の使用時間は、災害時の消費実態を考慮して記載ください。
	LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」の写し	○	○	○	補助対象設備を設置する施設へのLPガス販売事業者が未定の場合には提出は不要です。但し、実績報告の際にはLPガス販売事業者を決定し、「液化石油ガス販売事業者許可証」の写しをご提出頂きます。
	補助対象の配管の判別が可能なLPガス配管図	○	○	○	補助対象部分を赤線、対象外を黒線で明示して下さい。
4. 電気関係フォルダ （設置型発電機を導入する場合）	自家発電設備出力計算書	○	○	○	個別の電力消費機器が確認出来る出力計算書をご提出ください。作成者名、作成者の資格番号が記載されていることをご確認ください。
	補助対象の配線の判別が可能な電気配線図	○	○	○	補助対象部分を赤線で、対象外は黒線で表示して下さい。
5. 見積書フォルダ	見積依頼書と見積書（明細を含む）の写し	○		○	設備費と設置工事費、補助対象経費と補助対象外経費が容易に判別できる見積書をご提出ください。 設計見積も同様です。判別できない場合には再提出して頂きます。
	設計見積書（明細含む）の写し		○		
6. その他フォルダ	地方公共団体との福祉避難所または一時避難所としての協定書の写し（該当する場合）	○		○	協定書には、該当施設が福祉避難所または一時避難所として使用される旨が明示されていることが必要です。市町村のホームページの画面をPDFにしたものでも可。
	業務方法書第13条第3項に関する解説図と契約書の写し（該当する場合）	○	○	○	
	賃金引上げ表明書（該当する場合）	○	○	○	申請者、共同申請者の両者分が必要です。 賃金引上げ表明対象年度は、申請年度の次年度を対象とする。（別紙1-2）留意事項を必ず確認願います。
	パートナーシップ構築宣言書（該当する場合。共同申請者も含む）	○	○	○	「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載されている宣言文（PDF）を提出してください。

(3) 申請書類の提出方法

- ① 申請書類の送付は、jGrants記載のリンク先、または災害バルクホームページの「補助金申請手続き」ページ内にあるリンクから手続きしてください。ファイルのアップロード方法につきましては書類提出のリンクの下にある説明をご覧ください。
※Dropboxのアカウントを持っていないでもご利用できます。
なお、セキュリティの都合等でDropboxがご利用いただけない場合は振興センターにご連絡ください。
- ② 申請受付の締め切り時間を過ぎるとDropboxは期限切れとなり提出できなくなりますのでご注意ください。締め切り後のメールでの提出は無効です。

(4) 申請書類の提出後について

- ① 申請書を受付した後、振興センター内で審査を行います。修正の必要が認められる場合には、申請者、共同申請者、履行補助者にメールで依頼します。
- ② 修正の依頼を受けた事業者は、振興センターの依頼に基づき、修正後の必要書類をメールで提出してください。
- ③ 修正前と修正後の書類は混同しないよう適切に管理してください。また、振興センターの許可なく申請内容を変更しないでください。

1.1. 申請の公募期間

(1) 公募期間

令和4年度第2次補正予算： 令和5年2月28日(月)～令和5年4月14日(金)

令和5年度： 令和5年5月31日(水)～令和5年6月30日(金)

- (2) 振興センター指定のDropboxへ申請書類一式のアップロードが完了した時刻をもって受付となります。
- (3) 上記募集期間で予算に達しなかった場合は、再度募集期間を設けます。
再公募となる場合は、災害バルクホームページでお知らせします。

1.2. 公募説明会

公募説明会の実施予定はありません。申請の手引き、業務方法書、業務細則をご確認ください。

質問等はメールでお願いします。(送付先メールアドレス saigaibulk@lpgc.or.jp)

1.3. 補助金交付の審査

(1) 審査について

振興センターは、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。

(2) 予算を超過した場合の採択について

業務細則第9条第2号に規定する優先順位に基づき採択を決定します。令和5年度は次表の通り、aからd-2の優先順位で採択しますが、ここまです予算超過する場合は、第2優先順位のaからbの順に優先採択し、更に予算超過する場合には第3優先順位、第4優先順位、第5優先順位の順に従い採択します。

令和5年度 優先順位

第1優先順位	a. 公的避難所 d-1. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2Km以上離れている) b. 医療施設 c. 社会福祉施設(福祉避難所を最優先、入所施設は次点) d-2. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2Km未満にある)
第2優先順位	a. 官公需適格組合からLPガスを供給(購入)する施設 b. aに該当しないもの
第3優先順位	施設の機能維持に必要な燃料の保有日数が多い施設
第4優先順位	賃金引上げ表明証明書を提出した事業者 (共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要)
第5優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を実施・登録した事業者 (共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要)

第5優先順位の「パートナーシップ構築宣言」詳細については、中小企業庁のホームページをご確認下さい。

1.4. 入力シート等の記載例

次頁以降を参照してください。

～ 入力にあたっての注意とお願い ～

- 入力シートの記載内容は、様式第1などに反映されます。入力漏れやミスがないように注意してください。
入力漏れやミスがある場合、入力欄の右にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが残っていると様式第1などにデータが反映されないため必ずエラーメッセージがない状態で提出してください。
- このファイルは交付申請から実績報告まで使用します。振興センターの指示なき限りは、記載内容を変更しないでください。

災害バルク 令和5年度補助金

申請書（様式第1）提出 → 交付決定通知書受理 → 計画変更等承認申請書/届出書（様式第6/様式第7）提出 → 実績報告書（様式第12）提出

[目次へ](#)

● 提出様式

事業年度と様式提出日					
事業年度	令和5年度		申請する年度を選択してください。		
提出様式	様式第1		となります。		
様式第1	申請日	令和5年5月31日	理事長	野倉 史章	
様式第6	計画変更等承認申請日		理事長		
様式第7	計画変更等届出日		理事長		
様式第12	実績報告日		理事長		

申請日を記載すると自動的に提出様式が表記されます。

左記の日付のときの振興センターの理事長名を記載してください。

● 申請基本情報

0. 「申請に際しての確認事項」の確認項目を理解して申請する

確認シートの回答が申請要件に満たない場合には、「申請出来ません」と表示されます。

1. 申請者（補助対象LPガス設備の購入者）

申請者							
事業者の属性	法人または個人	法人					
事業者	会社法人等番号（12桁）	000123456789	申請者が個人の場合は記載不要です。				
	法人番号（13桁）	7000123456789	履歴事項全部証明書を参照し、12桁の会社法人等番号を記載すると13桁の法人番号が自動表示されます。				
	法人名	振興リース株式会社	法人名は、履歴事項全部証明書と同じ表記を記載してください。				
	法人名（カナ）	シンコウリースカブシキガイシャ	法人名（カナ）は、全角カタカナで記載してください。				
	代表者役職	代表取締役	代表者役職が選択肢にない場合は直接入力してください。				
	代表者氏名	佐藤 一郎					
	住所（〒番号）	105-0003	ハイフンを含む8桁				
	住所（都道府県）	東京都	住所（都道府県以下）は、履歴事項全部証明書と同じ表記を記載してください。				
	住所（市区町村以下）	港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル					
	共同申請者がある	はい	共同申請者がある場合には、「はい」を選択してください。				
実務担当者	賃金引上げを表明している	いいえ	「はい」を選択した場合は別途提出書類があります。				
	パートナーシップ構築宣言をしている	いいえ					
	所属部署	なし					
	氏名	田中 二郎	実務担当者には、振興センターから書類の指摘や審査結果等を直接連絡しますので、メールアドレスや電話番号は間違いのないように記入してください。また、メールアドレスは個人用を避け、なるべく部署共通アドレスなどをご記入ください。				
	氏名（カナ）	タナカジロウ					
		メールアドレス	abc@abc.co.jp				
		電話番号	03-1234-5678	ハイフンを含む12桁			

※振興センターからの通知書類等は「実務担当者」へ送付します。
※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

2. 共同申請者（補助対象LPガス設備のリースを受ける等により対象となる設置施設を運用・維持・管理する者）

共同申請者					
事業者の属性	法人または個人	法人			
事業者	会社法人等番号（12桁）	999999999999	共同申請者が個人の場合は記載不要です。		
	法人番号（13桁）	9999999999999	履歴事項全部証明書を参照し、12桁の会社法人等番号を記載すると13桁の法人番号が自動表示されます。		
	法人名	社会福祉法人振興センター	共同申請者がいる場合も、申請者欄と同様に記載してください。		
	法人名（カナ）	シャカイフクシホウジンシンコウセンター			
	代表者役職	理事長			
	代表者氏名	伊藤 三郎			
	住所（〒番号）	105-0003	ハイフンを含む8桁		

実務担当者	住所（都道府県）	東京都	
	住所（市区町村以下）	港区西新橋 1 丁目 2 番 3 号	
	賃金上げを表明している	いいえ	
	パートナーシップ構築宣言をしている	いいえ	
	所属部署	施設部	
	氏名	鈴木四郎	
	氏名（カナ）	スズキシロウ	
	メールアドレス	def@def.co.jp	
電話番号	03-2345-6789	ハイフンを含む12桁	

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

3. 履行補助者（手続きを補助する者がいる場合のみ記載する）

履行補助者			
法人名	L P ガス株式会社		
担当者	所属部署	設備部	
	氏名	高橋五郎	
	氏名（カナ）	タカハシゴロウ	
	メールアドレス	ghi@ghi.co.jp	
	電話番号	03-3456-7890	ハイフンを含む12桁
	携帯電話番号	090-4567-8900	ハイフンを含む13桁

書類の不備や指摘事項を連絡しますので、メールアドレスや電話番号は、間違いないように記載してください。

4. 補助対象 L P ガス設備の設置先

設置先				
施設	名称	振興ホーム虹の郷		
	名称（カナ）	シンコウホームニジノサト		
	住所（〒番号）	105-0011	ハイフンを含む8桁	
	住所（都道府県）	東京都		
	住所（市区町村以下）	港区芝公園 3 - 3 - 3		
運用管理責任者	所属部署	施設部		
	氏名	渡辺六男		
	メールアドレス	ikl@ikl.co.m		
	電話番号	03-9876-5432	ハイフンを含む12桁	
新築または既築	新築		建物の竣工日	令和5年10月31日
施設の種別	①に係わる施設	業務方法書第4条第2項第3号記載施設		
施設の種類	老人ホーム			
その他の場合の具体的な施設				

名称の欄は、設置先の正式名称を記載してください。
名称(カナ)は、必ずカタカナで記載してください。
新築案件で、正式名称が決まっていない場合には（仮称）と付けてください。
正式名称が決まった後に速やかに（様式第7）計画変更等届出書を提出してください。

運用管理責任者には、補助金支払い後に当センターからメール若しくは電話で直接連絡することがあります。
メールアドレスや電話番号は、間違いないように記載してください。

【設置先が新築の場合の注意事項】
事業完了日（遅くとも事業完了期限日）までに補助事業だけでなく、対象となる建物が竣工できる状態であることが前提となります。
万一、建築工事が遅延する場合には、振興センターに直ちに連絡し、計画変更手続きについて協議してください。

新築の場合には、注意事項をご理解のうえ建物の竣工日を記載ください。

福祉避難所で「はい」と回答した場合は、協定書を添付してください。

「①に係る施設」の場合
1) 福祉避難所である はい
2) 入所施設である はい

「②に係る施設」の場合
1) 業務細則第6条第3項の対象となる施設である

「③に係る施設」の場合
1) 業務細則第6条第3項の対象となる施設であり、尚且つ、一時避難所として地方公共団体の認知を受けている。
2) 過去に本補助金を利用した既存の一時避難所から半径2km以上離れている。

網掛けされていない部分の確認事項にご回答ください。
回答がない場合には申請を受け付け出来ませんのでご注意ください。

● 申請内容（今回の申請内容を記載して下さい。）

5. 補助対象LPガス設備の設置先の概要

LPガス販売事業者			
LPガス販売事業者	未定	未定	いいえ
取付予定のバルクの備蓄日数	3.31	備蓄日数は、(別紙9)燃料消費量計算書から転記されますので、ここでの記載は不要です。	
設置先の収容人数			
全数	100 人	施設の職員 + 入院・入所者 + 外部受入の合計人数を記載してください。	
外部からの受入人数	0 人		
設置先の収容面積			
屋内	1,000 m ²	避難所として使用する場所の図面と整合させてください。	
屋外	0 m ²		

設置先へのLPガス販売事業者が「官公需適格組合」である場合はブルダウから「はい」を、そうでない場合は「いいえ」を選択してください。
LPガス販売事業者が未定の場合も「いいえ」を選択してください。

6. 補助対象LPガス設備の明細

備蓄在庫の保有にシリンダー容器を使う場合（バルク容器との併用も含む）は、シリンダー容器（購入）または（非購入）を選択し数量欄に本数を記載してください。規格の欄は何れもblankのまま構いません。

No.	供給設備	規格	数量
1	バルク容器	980kg	1
2	シリンダー容器（購入）		0
3	シリンダー容器（非購入）		5

夫々の欄から見積書記載内容と合致するものをプルダウンから選択してください。
メーカーや規格のプルダウンに合致するものが表示されない場合には、直接記載してください。

No.	消費設備等	規格	数量
4	蒸発器【ペーパー】	50kw	1
5	設置型発電機	デンヨー	1
6	ポータブル発電機	900VA	1
7	GHP【室外機】	ヤンマーES(株)	3
8	GHP【室内機】		10
9	コジェネレーション	20馬力	1
10	簡易ガススタンド		1
11	炊き出しセット		1
12	炊飯器		1
13	コンロ		1
14	給湯器	20号	1
15	ボイラー	〇kw	1
16	ガスストーブ		1
17	ファンヒーター		1
18	投光器	0.5kw	1

設置型発電機・GHP(室外機)、はプルダウンでメーカーを選択してください
それ以外の消費機器はメーカー名の記載は不要です。

設置型発電機・GHP(室外機)は、プルダウンから規格を選択してください。
蒸発器・給湯器・ボイラー・ポータブル発電機・コジェネレーション・投光器は、能力（kwや馬力等）を直接記載してください
GHP(室内機)・炊飯器・コンロ・炊き出しセット・ファンヒーター・ガスストーブは規格欄の記載は不要です。

補助対象の消費設備は、全てプルダウンに表示されています
消費設備は、プルダウンから選択してください。

7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

添付頂く見積書・設計見積書の様式は、任意です。
但し、次の事項が明確に判別できる内容となるようにしてご提出ください。
①設置する機器毎の設備費と工事費
②補助対象経費と補助対象外経費
③一式50万円以上の経費は、その内訳（単価・数量）
④値引きがある場合には、その費目が値引きされているか

見積の種類	○	一般競争入札による見積
		指名競争入札による見積
		設計見積（申請者が地方公共団体の場合に限り）
		随意契約による見積（理由書別添）
決定(落札)事業者	株式会社バルク工事	

設計見積を選択した場合の注意事項は、必ず「Q&A▶入札案件」をご参照のうえ作成してください。

見積もりの取得方法を選択し、決定業者を記載してください。
設計見積の場合で、決定事業者が未定の場合には「未定」と記載してください。
設計見積の場合には、事業者決定後速やかに（様式第7）計画変更等届出書をご提出ください。

「①に係る施設」であり、且つ、業務方法書第3条第3号の規定する中小企業

はい

業務方法書第3条第2号

(2)「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項の規定を準用する。ただし、次のいずれかに該当する。
①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小
②交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない。

個人申請の場合は「いいえ」を選択してください。
中小企業者として補助率2/3で申請する場合には、
①主要株主3者及び持ち株比率
②過去3年度分の平均課税所得額
を記載してください。
また、それを確認出来る書面の写しをご提出ください。

主要株主3者及び持株比率

中小企業に該当する事業者の主要株主（3者）

株主の名称	持株比率
山本七之助	30 %
中村八郎	15 %
小林九太郎	10 %

過去3年度の平均課税所得額申告

直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額

年度	課税所得額	年平均額
令和3年度	200,000,000 円	250,000,000 円
令和2年度	300,000,000 円	
令和1年度	250,000,000 円	

上記平均額は15億円を超えていません。

申請時の事業費				
項目	補助事業に要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
① 設備費	20,000,000 円	18,000,000 円	2/3	26,000,000 円
② 設置工事費	25,000,000 円	21,000,000 円		
合計	45,000,000 円	39,000,000 円		

8. 補助事業の完了日

事業の計画		
事業完了日	令和6年1月31日	
注) 必ず記載頂いた事業完了日まで、補助事業を完了（補助事業に係る支払いを完了）してください。令和6年2月15日より遅い日付は記載できません。		

申請時に記載するのはここまで

● 交付決定情報（交付決定通知を受けた際に記載して下さい）		事業完了日とは、工事が完了する日ではなく、補助事業に係る全ての支払いが完了する日です。 記載した日までに必ず事業が完了できるよう、遅延となる可能性がある要因（主要設備機器の設置個所の状況、主要設備機器の調達の実現性、工事スケジュール等）を十分精査・確認したうえで、事業完了日を設定してください。 記載日より遅延する場合、記載した事業完了日以前に（様式第7）計画変更等届出書の提出が必要です。
交付決定内容		
交付決定日		
補助金交付番号		

【別紙 9】

振興ホーム虹の郷

バルク容器（貯槽）の規			基数	貯蔵上限量の計
980kg	980	×	1	980.00
		×		
シリンダー容器	貯蔵上限量kg		本数	貯蔵上限量の計
シリンダー容器（非購入）	50	×	5	250.00
シリンダー容器の場合は、購入か非購入を選択し、 導入する本数を記載してください。			貯蔵上限量の合計	1,230.00
			貯蔵上限量の50%	615.00

- (1) LPガス備蓄日数は、申請予定のLPガス容器の貯蔵上限量の50%が災害時に稼働させる全ての消費量の3日分以上7日分以下であることが申請要件です。
- (2) 消費機器の単位消費量や1日の使用時間は、災害時の消費実態を考慮して記載ください。単位消費量が消費機器に見合わないとは判断される場合には、消費量算出の説明資料を提出して頂くことがあります。なお、消費機器の単位消費量は定格である必要はありません。

[illegible]

申請者： 社会福祉法人振興センター

代表者役職： 理事長

氏名： 伊藤三郎

【大規模災害時における医療、福祉法人等の運用について】

1. 避難所の受入人数

入力不要（入力シートの内容が反映されます）

避難所の収容人数(全数) 人（うち内部 人、外部受入 人）

2. 避難所面積

屋内 m² 屋外 m²

3. 備蓄燃料の使用予定と設置設備の使用

(1) 日常的に備蓄燃料を使用する

入力してください

↳「はい」と答えた場合、使用用途を記載してください（ ）

(2) 常時50%以上の備蓄量を維持出来るようにLPガス販売事業者と連携する

(3) 災害時にはガス栓ボックスを使用予定である。

(4) ガス栓ボックスの使用機器

(5) 補助対象LPガス設備の使用訓練の頻度（日常使用を除く）

4. 補助対象LPガス設備の使用目的

災害時に、今回導入したLPガス設備および既存のLPガス設備を（公共インフラが全て止まった場合に）どのような目的で活用するのか、燃料消費量計算書や自家発電設備出力計算書と整合させたいで該当項目にチェックをいれてください。

複数回答可

① 今回申請するLPガス供給設備は ☐ 新規設置 ☐ 入替 ☐ 増設 である。「増設」にチェックした場合、既存のLPガス供給設備の種類： ▼選択 容量合計： kg〃 既存のLPガス供給設備と新規のLPガス供給設備は接続するか ☐ はい ☐ いいえ〃 既存のLPガス供給設備の使用用途を記載してください（ ）② 電源の確保 ☐ 今回導入する発電機（ポータブル含む）使用目的 ☐ 1.通信機器 ☐ 2.空調 ☐ 3.照明、家電製品 ☐ 4.エレベーター☐ 5.給排水ポンプ稼働用☐ 6.その他（ ）既存の発電機がある場合：燃料の種類を記載してください（ ）↳ その発電機の用途について、使用目的を記載してください（ ）③ 空調 ☐ 自立式GHPあり(既存含む) ☐ GHPあり(既存含む)

GHPを導入しない場合の寒暑対応

☐ LPガス暖房機 ☐ 電気式暖房機 ☐ 電気エアコン☐ 扇風機、サーキュレーター等 ☐ 石油ストーブ☐ その他（ ）④ 給湯 ☐ ボイラー ☐ 給湯器☐ コジェネレーション（災害時の排熱(お湯) 利用が可能）

※コジェネレーションがある場合は発電機に該当するので①にチェックしてください。

⑤ 炊き出し ☐ 炊き出しセット ☐ コンロ等 ☐ 炊飯器